

**東京二十三区清掃一部事務組合
障害者活躍推進計画**

令和2年4月1日

東京二十三区清掃一部事務組合

東京二十三区清掃一部事務組合における障害者活躍推進計画

東京二十三区清掃一部事務組合障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）第7条の3に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合が策定する計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

2. 数値目標

毎年6月1日時点において、法定雇用率以上の障害者雇用数を目指します。

3. 障害者の活躍の推進に向けた取組

（1）推進体制の整備

- ① 障害者雇用推進者として職員課長を選任します。
- ② 障害者職業生活相談員を選任し、職員課に配置します。
相談員は障害者理解を深め、適切に支援するため、障害者職業生活相談員資格認定講習等を受講することとします。
- ③ 障害者職業生活相談員等の内部の相談先のほか、国等の機関における相談窓口等についても、職員に周知し活用を促進します。
- ④ 障害者理解の促進を図るため、研修を実施します。

（2）職務の選定・マッチング

- ① 所属の管理・監督者による面談等を通じて、障害者一人ひとりの障害特性や能力、希望等を把握し、業務との適切なマッチングを推進します。

（3）職場環境の整備・人事管理

- ① 障害の特性に配慮し、施設や就労支援機器等の整備を推進します。
- ② 職員の募集・採用に当たっては以下の取扱いを行います。
ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しません。
イ 自力で通勤できることといった条件を設定しません。
ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しません。

エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しません。

オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しません。

③ 人事異動等における配慮

所属の管理・監督者による面談等を通じて、障害者一人ひとりの障害特性や能力、希望等を把握し、人事異動にあたっては、業務との適切なマッチングを推進します。

(4) 優先調達等

- ① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。